

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	資源循環推進課	整理番号	5-9
処分の種類	許可を取り消された廃棄物処理業者等に対する措置命令			
根拠法令条例等・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の10			
処分の概要	許可を取り消された廃棄物処理業者等に対し、期限を定めて、生活環境保全上の支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考]</p> <p>第19条の10(事業の廃止等についての措置命令の規定の準用)  2 第19条の5の規定は、次の各号に掲げる者が産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物にあっては、特別管理産業廃棄物処理基準)に適合しない産業廃棄物(当該各号に定める事項に係るものに限る。)の保管を行っているときについて準用する。(略)  (1)第14条第2項若しくは第7項又は第14条の4第2項若しくは第7項の更新を受けなかった者 当該更新を受けなかった許可  (2)第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する第7条の2第3項の規定による届出をした者 当該届出  (3)第14条の3の2第1項又は第2項の規定により第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の許可を取り消された者 当該取り消された許可  (4)第15条の4の2第1項、第15条の4の3第1項又は第15条の4の4第1項の認定に係る事業の全部又は一部を廃止した者、当該認定  (5)第15条の4の2第3項において準用する第9条の8第9項、第15条の4の3第3項において準用する第9条の10第7項の規定により第15条の4の2第1項、第15条の4の3第1項又は第15条の4の4第1項の認定を取り消された者 当該取り消された認定  (6)第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けないで産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行った者(第14条第1項ただし書若しくは第6項ただし書又は第14条の4第1項ただし書若しくは第6項ただし書に該当する者を除く) 当該許可を受けないで業として行った収集若しくは運搬又は処分</p>			
基準の根拠	—			